

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和9年度契約の準備行為であり、契約の締結は本業務に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

令和8年10月7日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約件名

世田谷区不燃ごみ全量資源化処理委託（単価契約）

(2) 目的

本事業は、世田谷区一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」に向け、世田谷区（以下「区」という。）が収集した不燃ごみ全量を資源として効率的に循環させるために資源化処理を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

区が搬入する不燃ごみ全量を受託者の施設で引き取り、適切に資源化処理を行い、再資源化事業者を引き渡し等を行う。

※業務内容の詳細は、「5（1）担当部課」に掲載の仕様書を参照すること。

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

※契約は単年度ごととし、各年度の本契約に係る予算の配当があり、かつ令和10年度以降の契約については、前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格要件

参加表明書の提出時点で、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員ではない者及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 「世田谷区不燃ごみ全量資源化処理委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
- (7) 仕様書の別紙「不燃ごみに含まれる主要品目」に記載の品目について、本契約において受け入れ及び資源化処理が可能であること。
- (8) 資源化処理後、国内で循環させるための安定的なルートを有していること。

- (9) 本事業を履行する上で必要な施設、機材等を有していること。
- ① 処理の種類「破碎」が可能であること。
 - ② 「金属くず」「廃プラスチック類」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」の処理が可能であること。
 - ③ 1日平均14t程度を処理可能であること。
- (10) 受入施設が希望丘中継所（世田谷区船橋7-21-15）から最短道路距離で30km以内かつ東京23区内に所在すること。
- (11) 令和6年度以降において、自治体との不燃ごみ全量資源化事業または同等事業の契約実績を有していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格要件の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

以下の基準で評価を行う。

- (1) 事業者の業務体制及び実績
- (2) 資源化処理の方法及び処理後の用途
- (3) 搬入前に区に求める対応及び条件
- (4) 提案内容の実現性及び事業目的との親和性

5 手続き等

(1) 担当部課

郵便番号：〒156-0056

住 所：世田谷区八幡山2丁目7-1 砧清掃事務所4階

担 当：世田谷区環境政策部清掃・リサイクル推進課事業担当

電話番号：03-6304-3297

受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※本件に関する資料等は以下の区ホームページにおいて公開

[世田谷区トップページ](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) >
[現在実施中のプロポーザル情報](#) > [住まい・街づくり・環境](#)

URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02241/35602.html>（ページID：35602）

(2) 募集説明書の交付場所及び交付期間

① 交付場所

「(1) 担当部課」の窓口及び区ホームページ。

② 交付期間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月21日（水）まで

※窓口の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(3) 参加表明に関する提出書類、提出期限及び方法

① 提出書類

名称	様式	部数	記載内容等
参加表明書	様式 1	1 部	必要事項を記載し、 <u>代表者印</u> を押印すること。
産業廃棄物処分業 許可証の写し		1 部	
法人の事業経歴・ 概要	様式 2	1 部	なるべく簡潔にまとめること。会社パンフレットでも可とする。
納税証明		1 部	都道府県民税・市町村民税に滞納がないことが確認できるものであること。
契約実績		1 部	契約書の写し等、自治体との契約実績が確認できるもの。

② 提出先

「(1) 担当部課」のとおり。

③ 提出方法

持参または郵送

④ 提出期限

令和8年10月21日(水) 午後5時

※窓口の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合、書留によること。(提出期限必着)

⑤ 招請通知

提出書類の内容を確認後、参加資格要件を満たす事業者に対しては、本件担当より提案書の招請通知を書面で送付する。

⑥ 参加の辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、「様式 5 参加辞退届」を提出すること。

(4) 質問の受付

本業務に対して質疑があるときは、「様式 3 質問票兼回答書」を提出すること。

① 提出先

「(1) 担当部課」のとおり。

② 提出方法

電子メール

③ 提出期間

令和8年10月28日(水) から令和8年11月4日(水) 午後5時まで

④ 回答方法

招請通知を送付した全ての事業者に電子メールで回答する。なお、辞退した事業者には送付しない。

⑤ 回答期限

令和8年11月10日(火)

(5) 提案に関する提出書類、期限及び方法

① 提出書類

名称	様式	部数	記載内容等
提案書提出届	様式4	1部	必要事項を記入し、 <u>代表者印</u> を押印すること。
提案書	様式自由 規格はA4判とする	正本1部 副本4部	事業者名全てにマスキング処理を施すこと。 ※書面の場合は副本のみマスキング処理を施すこと。 一般的ではない用語等には注釈をつけること。
見積書 (令和9年度分)	様式自由	1部	消費税込みの金額を記載すること。

② 提出先

「(1) 担当部課」のとおり。

③ 提出期限

令和8年11月20日(金)午後5時

④ 提出方法

電子メール、持参または郵送

※原則電子メールにてPDF形式で提出すること。持参または郵送で提出する場合は、電子メールにてPDF形式で別途提出すること。

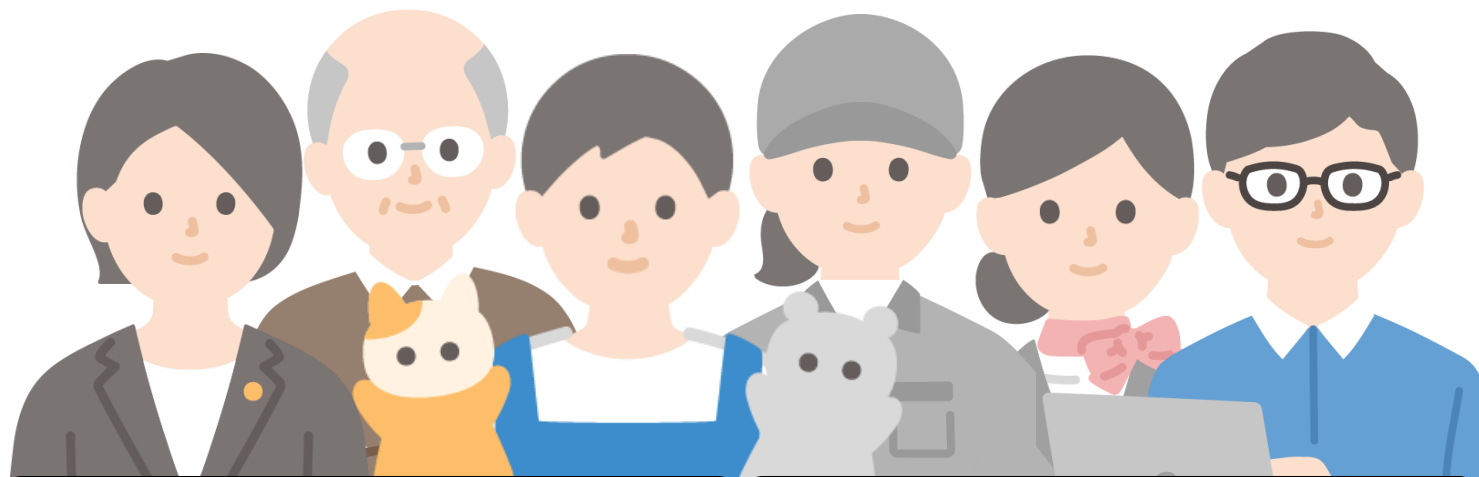
※郵送の場合、書留によること。(提出期限必着)

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、本委託業務における主たる業務でない一部の付随的な業務についてはこの限りでない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 「5(1) 担当部課」に同じ
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件であるため詳細は別紙を確認すること。
- (9) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。
- (10) 応募事業者の募集において区が配布した書類は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできず、本件への応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (12) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。
- (13) 詳細は募集説明書による。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,262円	さく岩工	4,463円	左官	3,592円
普通作業員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配管工	3,199円
軽作業員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	はつり工	3,315円
造園工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防水工	4,059円
法面工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板金工	3,804円
とび工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タイル工	2,954円
石工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サッシ工	3,539円
ブロック工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内装工	3,655円
電工	3,645円	高級船員	4,219円	ガラス工	3,549円
鉄筋工	3,592円	普通船員	3,475円	ダクト工	3,199円
鉄骨工	3,167円	潜水士	5,600円	保温工	3,039円
塗装工	3,879円	潜水連絡員	4,059円	設備機械工	2,975円
溶接工	4,049円	潜水送気員	3,815円	交通誘導員A	2,179円
運転手（特殊）	3,305円	山林砂防工	3,454円	交通誘導員B	1,987円
運転手（一般）	2,720円	軌道工	6,237円	上記以外の職種	1,610円
潜かん工	3,964円	型わく工	3,507円		
潜かん世話役	4,750円	大工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。
適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。